ニ　民法第三百九十八条の十六の登録にあっては、同条の登録である旨 ホ　一の公共施設等運営権を目的とする根抵当権の設定の登録又は二以上の公共施設等運営権を目的とする根抵当権の設定の登録（民法第三百九十八条の十六の登録をしたものに限る。）をした後、同一の債権の担保として他の一又は二以上の公共施設等運営権を目的とする根抵当権の登録及び同条の登録に係る処分の登録を申請するときは、前の登録に係る次に掲げる事項 (1)　公共施設等の名称及び立地 (2)　公共施設等の管理者等の名称 (3)　順位事項 (4)　共同担保目録があるときは、当該共同担保目録の記号及び目録番号		十六　民法第三百九十八条の十三の規定による代位の登録 イ　先順位の抵当権者が弁済を受け、当該公共施設等運営権の代価及び当該公共施設等運営権の代価及び当該弁済を受けた額 ロ　抵当権（根抵当権を除く。）の登録にあっては、令第三十九条第一項各号に掲げる登録事項 ハ　根抵当権の登録にあっては、令第三十九条第一項第二号から第五号まで及び同条第二項各号に掲げる登録事項	十七　民法第三百九十八条の十二第二項の規定により根抵当権を分割して譲り渡す場合の登録 イ　根抵当権の設定の登録に係る申請の受付の年月日及び受付番号並びに登録原因及びその日付 ロ　分割前の根抵当権の債務者の氏名又は名称及び住所並びに担保すべき債権の範囲 ハ　分割後の各根抵当権の極度額 ニ　分割前の根抵当権について担保すべき元本の確定すべき期日の定めが登録されているときは、その定め ホ　分割前の根抵当権に関する共同担保目録があるときは、当該共同担保目録の記号及び目録番号	十八　民法第三百九十八条の十九第二項の規定
		登録原因を証する書面	登録原因を証する書面	民法第三百九十八条の十九第二項の規定による請求をしたことを証する書面

十九　民法第三百九十八条の二十第一項第三号の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登記の申請人が単独で申請するものに限る。）	二十　民法第三百九十八条の二十第一項第四号の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登記（令第四十六条の規定により登記名義人が単独で申請するものに限る。）	二十一　買戻しの特約の登録 買主が支払った代金及び契約の費用並びに買戻しの期間の定めがあるときはその定め	信託に関する登録	二十二　信託の登録 イ　信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた信託にあっては、同法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書に係っては、その謄本）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する書面 ロ　イに規定する信託以外の信託にあっては、登録原因を証する書面 ハ　信託目録に記録すべき事項
民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第四十九条第二項（同法第百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による催告又は国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第五十五条（同条の例による場合を含む。）の規定による通知を受けたことを証する書面	債務者又は根抵当権設定者について破産手続開始の決定があったことを証する書面	登録原因を証する書面		